

平成24年10月24日

国土交通省土地・建設産業局

11月1日より建設業の健康保険等の加入状況に関する 確認・指導が始まります！

国土交通省をはじめとする関係機関では、建設業の社会保険未加入問題に関する様々な対策を講じており、その一環として、建設業法施行規則を改正（平成24年国土交通省令第52号・5月1日公布）したところですが、当該改正内容が、11月1日より、以下のとおり施行されますので、改めてお知らせいたします。

- ① 建設業の許可・更新の申請時に、新たに健康保険等の加入状況を記載した書面を提出していただきます（別添1参照）。
- ② 特定建設業者が作成する施工体制台帳等の記載事項に、健康保険等の加入状況が追加されます（別添2参照）。

公布時の報道発表資料につきましては以下のURLをご参照ください。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html)

また、これに伴い、社会保険未加入企業への加入指導を以下のように開始いたします。

- ① 国・都道府県の建設業担当部局は、許可・更新申請者の健康保険等の加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。
- ② 国・都道府県の建設業担当部局は、立入検査等により、建設業者の健康保険等の加入状況や元請企業による下請企業への指導状況を確認し、未加入等であることが判明した企業に対しては、加入指導等を実施します。

なお、建設業の社会保険未加入対策については、国土交通省ホームページの「建設業の保険未加入対策」を御覧願います。

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html)

(問い合わせ先)

土地・建設産業局建設業課

建設業適正取引推進指導室 課長補佐 高芝、許可係長 石島、調査係長 熊木

代表 (03)5253-8111(内線24715, 24718, 24724)

直通 (03)5253-8277 FAX (03)5253-1553

※ 具体的な申請や記載に関するお問い合わせ等は、地方整備局等・都道府県の各建設業許可担当部局へお問い合わせ願います。

健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	
	人 (人)				健康保険	
	人 (人)				厚生年金保険	
	人 (人)				雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
	人 (人)				厚生年金保険	
	人 (人)				雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
	人 (人)				厚生年金保険	
	人 (人)				雇用保険	
合計	人 (人)					

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

施工体制台帳 (作成例)

[会社名]
[事業所名]

建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号
工事名称 及び 工事内容	自 至	年月日	年月日
工事名称 及び 住所	自 至	年月日	年月日

工事名称 及び 住所	自 至	年月日	年月日
工事名称 及び 住所	自 至	年月日	年月日

契約 営業所	区分	名称	住所
元請契約			
下請契約			

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号 等	元請契約 下請契約	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

発注者の 監督員名	権限及び意見 申出方法
--------------	----------------

監督員名	権限及び意見 申出方法
代理人名	権限及び意見 申出方法
監視 技術者名	資格内容
専門 技術者名	専門 技術者名
資格内容	資格内容
担当 工事内容	担当 工事内容

<<下請負人に関する事項>>

会社名	代表者名
住所	
工事名称 及び 工事内容	
工期	自 至 年月日 年月日
	契約日 年月日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号
工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号等	元請契約 下請契約	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	権限及び意見 申出方法
主任技術者名	専門 非専門
資格内容	資格内容
安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	資格内容
担当工事内容	担当工事内容

健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(運用を受け
 る営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各
 保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
 ② 元請契約に係る営業所については、下請契約には下請契約に係る営業所について記載する。な
 お、元請契約と下請契約に係る営業所が同一の場合は、下請契約の欄に「同上」と記載する。
 ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載する。一括適用
 の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
 ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、
 本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
 ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険
 番号を記載する。

年 月 日

再下請負通知書 (作成例)

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

【報告下請業者名】

直近上位注文者名 _____

住所 _____

元請名称 _____

会社名 _____

代表者名 _____

<<<自社に関する事項>>

工事名称及び工事内容		
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業	大臣 特定 知事 一般	第 号
健康保険等の加入状況	健康保険	加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外
	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外

健康保険等の加入状況	健康保険	加入 未加入 適用除外	厚生年金保険	加入 未加入 適用除外
	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名	資格内容
資格内容	担当工事内容

会社名	代表者名
住所	
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業	大臣 特定 知事 一般	第 号
健康保険等の加入状況	健康保険	加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外
	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外

健康保険等の加入状況	健康保険	加入 未加入 適用除外	厚生年金保険	加入 未加入 適用除外
	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
資格内容	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

- 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
- ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(通用を受け、営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合は「通用除外」を○で囲む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「通用除外」を○で囲む。
 - ② 営業所の名称の欄には、請負契約に係る営業所について記載する。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所管理番号(健康保険組合)及び事業所番号(健康保険組合)に記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、事業所管理番号及び事業所番号を記載する。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所管理番号(健康保険組合)及び事業所番号(健康保険組合)に記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の管理番号及び事業所番号を記載する。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。